

社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
ガレリアかめおかデイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会が開設するガレリアかめおかデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（第1号通所事業にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び第1号通所事業（以下「通所介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介助及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 第1号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、亀岡市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会
ガレリアかめおかデイサービスセンター
- (2) 所在地 亀岡市余部町宝久保1番地1（ガレリアかめおか内）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとし、指定通所介護事業及び第1号通所事業を兼務する。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用申込みに係る調整、従業員に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行う。

(3) 看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、通所介護の提供にあたり、利用者の健康管理、相談、助言等にあたる。

(4) 介護職員 4名以上

介護職員は、通所介護の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、通所介護の提供にあたり、利用者の機能訓練にあたる。

(6) その他の補助職員

利用者の状況に応じて配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(利用定員)

第6条 通所介護の利用定員は、30人とする。

(提供内容及び利用料等)

第7条 通所介護の内容は次のとおりとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額、または第一号通所介護にあつては亀岡市が定める基準による額とする。当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合の額とする。

(1) 入浴サービス

(2) 利用者の自立支援を目的とした個別機能訓練

(3) 健康チェック

(4) レクリエーション

(5) 送迎

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。
- (1) 食費の提供に要する費用
 - (2) 日常生活品（おむつ・処置衛生用品等）で購入を選択（希望）される場合に要する費用
 - (3) 個別レクリエーションで工作や小物作りを選択（希望）された場合の材料費等の実費
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、亀岡市全域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止及び身体拘束適正化のための措置に関する事項）

第12条 利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため、身体拘束適正化を図るため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止及び身体拘束適正化のための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うものとする。

(ハラスメントの防止)

第13条 事業所は、適切な通所介護サービス等を提供する観点から、職場などにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護職員などの就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(苦情解決体制の整備)

第16条 提供した指定通所介護サービス等に関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じ、内容等を記録するものとする。

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

担当者：管理者

○受付時間 月曜日～土曜日

午前 8 時 15 分～午後 5 時 15 分

○苦情受付箱を事業所館内に設置しています。

(2) 第三者委員の設置

事業所は、利用者の満足度の向上、権利擁護を図り、本事業運営の適正化を確保するため、第三者委員を設置し、苦情等の解決に向けて体制を整える。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

○亀岡市役所 高齢福祉課

○京都府国民健康保険団体連合会

○京都府福祉サービス運営適正化委員会（京都府社協内）

(従業員の研修等)

第 17 条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設ける。

(秘密の保持)

第 18 条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、その旨を雇用契約の内容に含める等の必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第 19 条 事業所は、従業者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則使用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は該当家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(その他)

第 20 条 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、本会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. ガレリアかめおかデイサービスセンター指定介護予防通所介護事業運営規程（平成 18 年社協規程）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。